

**行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

行橋市は、「行橋市第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、生活習慣病重症化予防及び糖尿病性腎症重症化予防を目的とした保健指導を実施する。

この事業をより効果的に実施するため、事業の目的を十分理解した上で、より高い専門性を有し、十分な知識と実績を備えた事業者に委託する事を予定し、そのような事業者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

(1) 業務名称

行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務

(2) 業務内容

別添「行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

契約金額は、予算額3,999,600円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 スケジュール（予定）

項 目	期日など
公募案内の公表	令和8年7月29日（水）
質問書の提出期限	令和8年8月5日（水）
質問書の回答	令和8年8月7日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年8月12日（水）
企画提案書等の提出期限	令和8年8月18日（火）
プレゼンテーション審査	令和8年8月20日（木）
審査結果通知	令和8年8月下旬
契約締結	令和8年9月上旬

※受付や提出については、日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く8時30分～17時までとする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 会社再生法（平成14年度法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申し立てをした者ではないこと。同条第2項の規定に基づく民間企業等でないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申し立てをした者でないこと。同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをされた民間企業等でないこと。
- (4) 行橋市物品等供給契約の競争入札参加の資格及び審査に関する規則（昭和61年行橋市規則第12号）に定めるところにより、競争入札の参加資格を有している者であること。
- (5) 公告の日から企画提案書提出期限までの間に、行橋市指名停止等措置要綱（平成19年行橋市告示第77号）に基づく指名停止を受けていない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 国税（法人税、消費税）、県税（法人県民税、法人事業税）、市税（法人市民税）を完納していること。
- (8) 過去10年以内に地方公共団体等から同一種類及び類似の業務を受注した実績がある者。
- (9) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出すること。

- (1) 提出書類質問書
質問書（様式1）による。
- (2) 提出期限
令和8年8月5日（水）17時必着
- (3) 提出方法
質問書（様式1）にて持参、又は電子メールで送信してください。なお、電子メールの場合は、件名に「プロポーザル質問書」と明記し、送信後に確認のため必ず電話連絡をすること。なお、口頭による質問は一切受け付けない。
- (4) 提出先
「12 提出先及び問い合わせ先」に同じ
- (5) 回答予定日及び回答方法
令和8年8月7日（金）に本市ホームページに掲載する。

6 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により書類を提出すること。

- (1) 提出書類
参加申込書（様式2）
- (2) 提出期限
令和8年8月12日（水）17時必着
- (3) 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着）

(4) 提出先

「12 提出先及び問い合わせ先」に同じ

7 企画提案書の提出

前記6の参加申込書を提出し、参加資格を有することを認める通知を受けた者は次の資料を提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|------------------|--------------|
| ① 企画提案書等提出届（様式4） | ・・・正本1部、副本7部 |
| ② 企画提案書（任意様式） | ・・・正本1部、副本7部 |
| ③ 会社概要等届出書（様式5） | ・・・正本1部、副本7部 |
| ④ 見積書（様式6） | ・・・正本1部、副本7部 |

※用紙はA4又はA3版横書きとし、A4サイズにまとめて提出すること。

※副本については事業者名（提案者名）・所在・電話番号等は見えないように空白又は黒塗り等しておくこと。（評価者が公平に審査するため）

(2) 提出期限

令和8年8月18日（火）17時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）

(4) 提出先

「12 提出先及び問い合わせ先」に同じ

(5) 企画提案書記載項目

参加者は、仕様書に基づき、本業務の目的に沿った企画を策定し、より効果的な業務実施に向けた企画提案書（任意様式）を作成すること。作成にあたっては、「8 選定方法等」の「評価基準表」の項目番号及び項目名に沿って提案書記載事項を記述し、提出する際には、項目番号、項目名および提案書記載事項が分かるよう、見出しを付けること。

8 選定方法等

(1) 選定方法

本実施要領に基づき、参加資格を有する提案者からの企画について、書類審査及びプレゼンテーションを実施し、行橋市生活習慣病重症化予防事業及び糖尿病性腎症重症化予防事業業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において選考評価し順位をつけ、第1位の者から優先交渉とする。評価点の合計が同点の場合は、見積金額が低い者を選定する。なお参加業者が1者の場合も本プロポーザルは有効とする。

(2) プレゼンテーション審査

(ア) 評価項目

下記の評価基準表のとおり

(イ) 審査日時

令和8年8月20日（木）市が指定した時間（対象者へ個別に連絡）

(ウ) 審査会場

行橋市役所 301・302会議室（福岡県行橋市中央一丁目1番1号）

(エ)実施方法

- ・ 1 者の持ち時間は、プレゼンテーションに 1 5 分以内、質疑応答に 1 0 分以内の計 2 5 分以内とする。業務提案内容に基づき、簡潔明瞭な説明をすること。なお、追加の資料は一切認めない。ただし、説明者がパネル等を用いて説明することは可能とする。
- ・ 準備期間は 5 分とする。5 分を超えた場合は、その超えた時間をプレゼンテーションの時間から差し引くものとする。また、後片づけは 5 分間とする。質疑応答終了後、速やかに片づけを行うこと。
- ・ パソコン等を用いた説明は可能とする。プロジェクター、スクリーン、電源ケーブルは当市で用意するが、パソコン等その他必要機器は説明者の持ち込みとする。

評価基準表

項目番号及び項目名		提案書記載事項（評価内容）	配点
1	実績	① 類似業務の実績はあるか。 （他自治体での実績を数値で示すこと）	5
2	体制	② 業務を安定的に行うために十分な体制が整っているか	5
		③ 事業を円滑に進められるように迅速に連絡が取れる体制を整えているか	5
3	企画提案	④ 業務の目的を理解し、実現可能な事業の設計を行うための手法や工夫について、具体的に提案できているか。（ストラクチャ・プロセス・アウトプット・アウトカムの記載）	1 0
		⑤ 国や他自治体等の動向を把握し、計画の視点や方向性について本市の特性・課題又は継続的な課題を明確に示し、それらを踏まえた手法や工夫について具体的に提案できているか。	1 0
4	業務実施	⑥ 対象者の分析・抽出において、介入すべき対象者を特定し、事業効果が期待できる根拠が示された分析となっているか。	5
		⑦ 使用教材、ツール、アプリ等において、対象者の生活習慣を変化させる工夫がなされているか	5
		⑧ 指導方法において、対象者の特性に合わせた指導がなされているか	1 0

		⑨ 支援終了後の行動継続につながる工夫がなされているか	10
5	報告	⑩ 市が活用しやすい形式で報告ができるか	5
		⑪ 得られた数値等から効果的な分析資料が提出できるか	5
		⑫ 事業の効果検証及び検証方法、課題は明確化であり、次期年度に反映可能な内容か	5
6	個人情報の管理	⑬ 個人情報の管理体制が十分に構築できているか。	10
7	見積金額	⑭ 見積額及び積算内訳は、業務内容や支援件数を考慮した適正な金額となっているか。	5
8	その他の提案	⑮ 効果的かつ魅力的な独自の提案となっているか。	5

9 契約の締結等

委員会で選定された優先交渉者と、契約内容を協議の上、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。ただし、配点合計が総得点の6割に満たない場合は契約交渉を行わない。また、業務委託契約については、行橋市契約規則（昭和39年4月10日規則第10号）その他関係法令の規定に基づくものとする。

10 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- （1）企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が、本要領に適合していないとき
- （2）参加資格を満たさなくなったとき
- （3）審査の透明性・公明性を害する行為及び著しく信義に反する行為があったとき
- （4）プレゼンテーション審査に出席しなかったとき
- （5）見積金額が提案上限額を上回ったとき

11 その他留意事項

- （1）提出期限までに参加申込書が到達しなかった場合又は提案者として提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できないこと。
- （2）書類の作成、提出及びその説明にかかる費用は、提出者の負担とする。
- （3）提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。
- （4）提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

- (5) 提出書類は返還しないとともに、プロポーザル以外の用途には提出者に無断で使用しない。
- (6) 本業務の全部を一括して、又は、主たる部分を委託することはできないものとする。
業務の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市の承諾を得ること、再委託先との契約に当たっては、市が規定する「個人情報取扱特記事項」に準じた規定を定めること、再委託する費用が全体費用の1／2を越えないようにすること。
- (7) 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (8) 審査内容についての問い合わせは一切応じない。
- (9) 本実施要領、仕様書に定めのないものについては、その都度、双方協議の上決定する。

12 提出先及び問い合わせ先

〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号
行橋市 市民部 国保年金課 国民健康保険係
TEL 0930-25-9722 (直通)
メール kenkou@city.yukuhashi.lg.jp